

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等 に関する政令について（概要）

1. 改正の背景

令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実等について必要な措置を講ずる「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 6 月 4 日（水）に公布されたところである。

改正法については、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 206 号）に基づき、令和 7 年 7 月 1 日から施行することとされているため、同法の施行に伴い、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）及び災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）その他の関係政令の規定の整備等を行う必要がある。

2. 改正内容

- （1）改正法により、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）が改正され、内閣総理大臣が中央防災会議の委員として任命できる者に、新たに防災監が加えられたことに伴い、中央防災会議の委員の定数を 1 人増員することとする。
- （2）改正法により、災対法が改正され、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が、応急措置に係る市町村長への代行措置を行う場合として、「災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長又は都道府県知事による当該施設又は設備に係る応急措置の実施が困難である場合であつて、災害応急対策の円滑な実施のため、当該応急措置を実施する緊急の必要があると認めるとき。」の要件が追加されたことに伴い、当該要件に該当して代行した場合における、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から市町村長へ引き継ぐ事由を追加することとする。
- （3）改正法により、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）が改正され、従事命令の対象に福祉関係者が規定されたところ、災対法の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した福祉関係者に対する実費弁償の基準を規定することとする。
- （4）改正法により、救助法において、都道府県知事等からの従事命令の対象として「福祉関係者」が新たに規定されたところ、従事命令の対象となる「福祉関係者」の範囲を、保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者として定めることとする。加えて、従事命令の対象となる「医療関係者」の範囲として、栄養士、管理栄養士、理学療

法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科技工士を新たに追加することとする。

- (5) 改正法により、救助法において、「登録被災者援護協力団体」に対する都道府県知事等からの協力命令について実費弁償がされることとされたところ、当該実費弁償に係る必要な事項について、内閣総理大臣が定める基準に従い、都道府県知事等が定めることとする。
- (6) 改正法により、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）において、内閣府本府に「防災監」が置かれることとなったところ、職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）に規定する、部課長等の職以下の職を経て再就職した者による働きかけが規制される対象となる役職員等に「防災監」を追加する改正を行う。
- (7) その他改正法の施行に伴い必要となる関係政令の所要の改正を行う。

3. 施行期日等

公 布 日：令和 7 年 6 月 6 日（金）

施行期日：改正法の施行の日（令和 7 年 7 月 1 日）